

大分県報

令和元年
第六一号
十二月三日

(火曜日)

目次

告示

道路区域の変更(四件)……………一
土砂災害警戒区域等の指定……………二

公告

開発行為の完了(二件)……………二六
競争入札参加者の資格に関する公示(八件)……………二七
一般競争入札の実施(八件)……………三五
監査の結果に関する公表……………五二

○告示

大分県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年十二月三日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | |
|------------------|----|---------|-----------------------|--------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
| 日田市大字庄手字宮ノ向八三四番一 | | 前 | メートル 四四・〇 〽二七・〇 | メートル 九二・五 |

令和元年十二月三日

大分県報(告示)

一

県道石井庄手線
〇から
日田市大字庄手字宮ノ向八二九番一
一まで

後
四四・〇
〽一六・二

九二・五

大分県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年十二月三日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | | |
|---|---|---------|----------------------|---------------|----------------------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 県道天瀬阿蘇線 | 日田市天瀬町出口字袋三 七〇六番四地先から 日田市天瀬町出口字袋三 七一九番四四まで | 前 | メートル 二三・〇 〽四・八 | メートル 五八六・五 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | 後 | 一〇〇・〇 〽八・二 | 九六七・五 | |
| 日田市天瀬町出口字袋三 七〇六番四から 日田市天瀬町出口字袋三 七一九番一五まで | 日田市天瀬町出口字袋三 七〇六番四地先から 日田市天瀬町出口字袋三 七一九番四四まで | 前 | 二二三・〇 〽四・八 | メートル 五八六・五 | 同上 |
| | | 後 | 一〇〇・〇 〽八・二 | 九六七・五 | |

大分県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年十二月三日

| 道路の種類及び路線名 | | 大分県知事 広 瀬 貞 | | 大分県知事 広 瀬 貞 | | 大分県知事 広 瀬 貞 | | 大分県知事 広 瀬 貞 | | 大分県知事 広 瀬 貞 | |
|---|--|--|--|-------------|--|----------------------|--|---------------|--|--|--|
| 道路の種類及び路線名 | | 区 間 | | 区域変更前後別 | | 敷地の幅員 | | 延 長 | | 指定区域の名称 | |
| 一般国道三八七号 | | 宇佐市院内町下余字飯塚六八番一地从先から | | 前 | | メートル 一六・〇 七・二 | | メートル 七〇五・二 | | 大分県告示第三百二十六号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。 令和元年十二月三日 | |
| 大分県告示第三百二十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和元年十二月三日 | | 宇佐市院内町下余字飯塚六八番一地从先から | | 後 | | メートル 二二・〇 一〇・八 | | メートル 七〇五・二 | | 大分県知事 広 瀬 貞 | |
| 道路の種類及び路線名 | | 区 間 | | 区域変更前後別 | | 敷地の幅員 | | 延 長 | | 指定区域の名称 | |
| 県道牧口徳田竹田線 | | 豊後大野市緒方町徳田字米山一九番七地先から 豊後大野市緒方町徳田字米山三八番一地从先まで | | 前 | | メートル 一〇・五 四・八 | | メートル 四八・〇 | | 西庵造 速見郡 日出町 大字真 那井 区域 土砂災害警戒区域 地滑り 別図のとおり | |
| 県道緒方高千穂線 | | 豊後大野市緒方町徳田字米山二〇番七地先から 豊後大野市緒方町上冬原字トヲノヲ二番二地先まで | | 後 | | メートル 一三・三 五・九 | | メートル 四八・〇 | | 西小深 速見郡 日出町 大字川 区域 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり | |
| 千穂線 | | 豊後大野市緒方町徳田字米山一九番七地从先から 豊後大野市緒方町上冬原字トヲノヲ七から | | 前 | | メートル 三四・七 六・〇 | | メートル 二六五・〇 | | 西小深 速見郡 日出町 大字川 区域 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり | |
| 東小深 江① | | 速見郡 日出町 大字川 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | | 急傾斜地の崩壊 | | 別図のとおり | | 別図のとおり | | 備考 | |
| 西小深 江② | | 速見郡 日出町 大字川 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | | 急傾斜地の崩壊 | | 別図のとおり | | 別図のとおり | | 備考 | |
| 西小深 江③ | | 速見郡 日出町 大字川 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | | 急傾斜地の崩壊 | | 別図のとおり | | 別図のとおり | | 備考 | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 下免(B) | 下免(A) | 高平② | 高平① | 八代川 | 藤原川 | 中山川 | 三川 | 江② | 東小深 | |
| 速見郡 日出町 | 速見郡 日出町 大字藤原 | 速見郡 日出町 大字南畑 | 速見郡 日出町 大字南畑 | 速見郡 日出町 大字真那井 | 速見郡 日出町 大字藤原 | 速見郡 日出町 大字藤原 | 速見郡 日出町 大字南畑 | 速見郡 日出町 大字川崎 | 速見郡 日出町 | 速見郡 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | | | |
| 八代② | 八代① | 原山 | 南大神 | 和田平② | 和田平① | 相原① | 前大津① | 中山① | | |
| 速見郡 那井 | 速見郡 日出町 大字真 | 速見郡 日出町 大字大神 | 速見郡 日出町 大字大神 | 速見郡 日出町 大字大 | 速見郡 日出町 大字大 | 速見郡 日出町 大字藤原 | 速見郡 日出町 大字藤原 | 速見郡 日出町 大字藤原 | 速見郡 日出町 | 大字藤原 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 | 急傾斜 地の崩壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

大分県報(告示)

| | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 日出団 | 尾久保 | 白禿③ | 八代⑤ | 白禿② | 白禿① | 八代④ | 八代③ | |
| 速見郡 日出町 日出 | 速見郡 日出町 日出 | 速見郡 日出町 大字真 那井 | 速見郡 日出町 大字真 那井 | 速見郡 日出町 大字真 那井 | 速見郡 日出町 大字真 那井 | 速見郡 日出町 大字真 那井 | 速見郡 日出町 大字真 那井 | 速見郡 日出町 大字真 那井 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| 久保浦 ②(B) | 久保浦 ②(A) | 久保浦 ①(B) | 久保浦 ①(A) | 堅浦 ③ | 堅浦 ② | 堅浦 ① | 神宮 ⑤ | 西八 日市 |
| 津久見 市大字 堅浦 | 津久見 市大字 堅浦 | 津久見 市大字 堅浦 | 津久見 市大字 堅浦 | 津久見 市大字 堅浦 | 津久見 市大字 堅浦 | 津久見 市大字 堅浦 | 速見郡 日出町 大字大 神 | 速見郡 日出町 日出 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| <p>(「別図」は、 省略し、白杵土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。)</p> | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|----|
| (B) 西泊東 | (A) 西泊東 | 西泊(B) | 西泊(A) | (C) 大元北 | (B) 大元北 | (A) 大元北 | 大元(B) | 大元(A) | |
| 津久見市大字 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | |
| 土砂災害警戒区域及び土砂 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 区域 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------|
| ① 松ヶ浦 | 西(B) 松ヶ浦 | 西(A) 松ヶ浦 | 松ヶ浦 | 間元(C) | 間元(B) | 間元(A) | (D) 西泊東 | (C) 西泊東 | |
| 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 四浦 |
| 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域 | 災害特別警戒区域 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 壊 |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |

大分県報(告示)

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| ② (B) 松ヶ浦 | ② (A) 松ヶ浦 | (B) 狩床北 | (A) 狩床北 | 狩床(B) | 狩床(A) | (C) 狩床南 | (B) 狩床南 | (A) 狩床南 |
| 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 | 四浦市 津久見 大字 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |
| 赤崎⑥ | 赤崎⑤ | 赤崎④ | 赤崎③ | 赤崎② | 赤崎① | ② 江ノ浦 | 江ノ浦 東 | 江ノ浦 中 |
| 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 | 津久見 網代 大字 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 入船西 町①(B) | 入船西 町①(A) | 福②(B) | 福②(A) | 福① | 福北(B) | 福北(A) | (B)赤崎⑥ | (A) |
| 津久見 市入船 西町 | 津久見 市入船 西町 | 津久見 市大字 浦 | 津久見 市大字 浦 | 津久見 市大字 浦 | 津久見 市大字 浦 | 津久見 市大字 浦 | 津久見 市大字 網代 | 津久見 市大字 網代 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 入船西 町①(C) | 入船西 町①(D) | 深良津 中 | 入船西 町②(A) | 入船西 町②(B) | 入船西 町②(C) | 入船西 町②(D) | 合ノ元 町 | 堅浦川 1 |
| 津久見 市入船 西町 | 津久見 市入船 西町 | 津久見 市大字 四浦 | 津久見 市合ノ 元町 | 津久見 市合ノ 元町 | 津久見 市合ノ 元町 | 津久見 市合ノ 元町 | 津久見 市合ノ 元町 | 津久見 市大字 堅浦 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報(告示)

| | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 6 網代川 | 5 四浦川 | 狩床川 | 3 四浦川 | 2 四浦川 | 1 四浦川 | 大元川 | 15 四浦川 | 2 堅浦川 |
| 津久見市大字 網代 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 四浦 | 津久見市大字 堅浦 |
| 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |
| ① 下百谷 | 相原 | ①(B) 二本杉 | ①(A) 二本杉 | 天神平 | 5 網代川 | 7 網代川 | 6 四浦川 | 4 四浦川 |
| 中津市 耶馬溪 | 中津市 原 大字相 | 中津市 三光白 木 | 中津市 三光白 木 | 中津市 耶馬溪 町大字 戸原 | 津久見市 大字 網代 | 津久見市 大字 網代 | 津久見市 大字 四浦 | 津久見市 大字 四浦 |
| 土砂災害警戒区域及び土砂 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 野路① | ④ 二本杉 | ③ 二本杉 | ② (B) 二本杉 | ② (A) 二本杉 | ① 伊藤田 | ② 上池永 | ① 上池永 | |
| 中津市 三光土 田 | 中津市 三光白 木 | 中津市 三光白 木 | 中津市 三光白 木 | 中津市 三光白 木 | 中津市 大字伊 藤田 | 中津市 大字上 池永 | 中津市 大字上 池永 | 町大字 山移 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 上長谷 | ② (B) 下百合 | ② (A) 下百合 | ④ 下戸原 | ② 下戸原 | ① 下戸原 | 野路⑤ | 野路④ | 野路③ |
| 中津市 耶馬溪 町大字 | 中津市 耶馬溪 町大字 | 中津市 耶馬溪 町大字 | 中津市 耶馬溪 町大字 | 中津市 耶馬溪 町大字 | 中津市 耶馬溪 町大字 | 中津市 三光土 田 | 中津市 三光土 田 | 中津市 三光土 田 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------|
| 上 百 谷 | ③ 中 百 谷 | ② 中 百 谷 | ① 中 百 谷 | (C) 鳴 浅 ④ | (B) 鳴 浅 ④ | (A) 鳴 浅 ④ | (B) 鳴 浅 ③ | (A) 鳴 浅 ③ | |
| 中 津 市 | 山 移 耶 馬 溪 町 大 字 | 山 移 耶 馬 溪 町 大 字 | 山 移 耶 馬 溪 町 大 字 | 大 島 耶 馬 溪 町 大 字 | 大 島 耶 馬 溪 町 大 字 | 大 島 耶 馬 溪 町 大 字 | 大 島 耶 馬 溪 町 大 字 | 大 島 耶 馬 溪 町 大 字 | 山 移 |
| 土 砂 災 害 警 戒 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 区 域 |
| 急 傾 斜 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | |
| 別 図 の | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | |
| 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--------------------------------------|
| (B) 長 尾 野 | (A) 長 尾 野 | 上 大 石 峠 | 下 大 石 峠 | (C) 桑 原 1 | (B) 桑 原 1 | (A) 桑 原 1 | 泉 ① | |
| 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 長 尾 野 山 国 町 中 津 市 | 山 移 耶 馬 溪 町 大 字 |
| 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 | 災 害 特 別 警 戒 区 域 |
| 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 | 壊 地 の 崩 |
| と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り | と お り |
| 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り | 別 図 の と お り |

令和元年十二月三日

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 泉④ | 泉③ | 泉② | 毛谷村 | 桑原① | (B) 坂内② | (A) 坂内② | 谷 太田ケ (B) | 谷 太田ケ (A) |
| 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 宇曾 | 中津市 山国町 宇曾 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------|
| 大石峠 | 合使③ | 中畑 | (B) 桑原③ | (A) 桑原③ | 坂内③ | 桑原② | 合使② | 合使① | |
| 中津市 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 |
| 急傾斜 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | | |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------|------------------------|
| ② 大石川 | ①(B) 大石川 | ①(A) 大石川 | 川 長尾野 | 川 上ノ迫 | ① 坂内川 | 川 行司平 | 川 行司平 | ② 大石峠 | ②(A) |
| 中津市 山国町 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 山国町 長尾野 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜 地の崩 壊 | 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | | |
| 泉川② | 月木川 | ② 坂内川 | ⑦ 大石川 | ⑥ 大石川 | ⑤ 大石川 | ④(B) 大石川 | ④(A) 大石川 | ③ 大石川 | |
| 中津市 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 槻木 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 中津市 山国町 長尾野 | 長尾野 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| ①(A) 中津浦 | 浦⑦(B) | 浦⑦(A) | ② 桑原川 | ① 桑原川 | 合使川 | 泉谷川 | 泉川 | |
| 津浦 大字中 白杵市 | ノ江 大字下 白杵市 | ノ江 大字下 白杵市 | 槻木 山国町 中津市 | 槻木 山国町 中津市 | 槻木 山国町 中津市 | 槻木 山国町 中津市 | 槻木 山国町 中津市 | 槻木 山国町 中津市 |
| 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 平岡(B) | 平岡(A) | (B)津留② | (A)津留② | ① 漢ノ浦 | 東中津 浦(C) | 東中津 浦(B) | 東中津 浦(A) | 中津浦 ①(B) |
| 訪 大字 白杵市 | 訪 大字 白杵市 | 訪 大字 白杵市 | 訪 大字 白杵市 | 津浦 大字中 白杵市 | 津浦 大字中 白杵市 | 津浦 大字中 白杵市 | 津浦 大字中 白杵市 | 津浦 大字中 白杵市 |
| 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 | 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり | と 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 大浜西 | 鯛網代 | 瀬戸 | 福良②(B) | 福良②(A) | 上通① | 松原1 | 北ノ川①(B) | 北ノ川①(A) | |
| 白杵市 | 津浦 大字中 白杵市 | 良 大字福 白杵市 | 良 大字福 白杵市 | 良 大字福 白杵市 | 尻 大字田 白杵市 | 尻 大字田 白杵市 | 田 大字稲 白杵市 | 田 大字稲 白杵市 | 田 大字稲 白杵市 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | | |
| 原④ | 藤田① | 北ノ川 西 | 芋地東 | 大橋(B) | 大橋(A) | 大浜東 (B) | 大浜東 (A) | | |
| 野 大字大 白杵市 | 志生 大字佐 白杵市 | 田 大字稲 白杵市 | 訪 大字諏 白杵市 | 訪 大字諏 白杵市 | 訪 大字諏 白杵市 | 浜 大字大 白杵市 | 浜 大字大 白杵市 | 浜 大字大 白杵市 | 浜 大字大 白杵市 |
| 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| (A) 黒岩⑤ | 丸岡 | ③ 北ノ川 | ② 北ノ川 | ② 西福良 | ① 西福良 | 大野 | 明星区 | 門前⑤ |
| 井 大字田 白杵市 | 井 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 良 大字田 白杵市 | 良 大字田 白杵市 | 野 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 |
| 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------|
| 門前⑥ | ③ 田ノ口 | ② 田ノ口 | ④(B) 北ノ川 | ④(A) 北ノ川 | (B) 末広上 の2⑤ | (A) 末広上 の2⑤ | 末広上 の1⑤ | (B) 黒岩⑤ | |
| 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 田 大字田 白杵市 | 広 大字末 白杵市 | 広 大字末 白杵市 | 広 大字末 白杵市 | 井 大字田 白杵市 | |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 |
| 急傾斜 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | 急傾斜 地の崩 壊 | |
| 別図の | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| (A) 岩崎② | ② 漢ノ浦 | 門前⑧ | (B) 道安② | (A) 道安② | (C) 門前⑦ | (B) 門前⑦ | (A) 門前⑦ | |
| 野 白杵市 大字大 | 浜 白杵市 大字大 | 田 白杵市 大字稲 | 村 白杵市 大字井 | 村 白杵市 大字井 | 田 白杵市 大字稲 | 田 白杵市 大字稲 | 田 白杵市 大字稲 | 田 白杵市 大字稲 |
| 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |
| 松原① | 鬼塚(B) | 鬼塚(A) | (B) 芝尾③ | (A) 芝尾③ | 芝尾② | 黒丸 | ② 中津浦 | (B) 岩崎② |
| 尻 白杵市 大字田 | 訪 白杵市 大字諏 | 訪 白杵市 大字諏 | 訪 白杵市 大字諏 | 訪 白杵市 大字諏 | 訪 白杵市 大字諏 | 広 白杵市 大字末 | 津浦 白杵市 大字中 | 野 白杵市 大字大 |
| 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり | と 別図の おり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------------|----|
| 下通⑤ | 松原② 白杵市 大字田 | (B) 下通④ 白杵市 大字田 | (A) 下通④ 白杵市 大字田 | 下通③ 白杵市 大字田 | (B) 上通② 白杵市 大字田 | (A) 上通② 白杵市 大字田 | 下通② 白杵市 大字田 | 落合② 白杵市 大字久 木小野 | |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 |
| 急傾斜 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------|
| (H) 岩崎④ 野 大字大 | (G) 岩崎④ 野 大字大 | (F) 岩崎④ 野 大字大 | (E) 岩崎④ 野 大字大 | (D) 岩崎④ 野 大字大 | (C) 岩崎④ 野 大字大 | (B) 岩崎④ 野 大字大 | (A) 岩崎④ 野 大字大 | | |
| 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域及び土砂災害特別警戒区域 |
| 急傾斜 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 | 地の崩壊 |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 川大野台 | 東(D)板知屋 | (B)上通③ | (A)上通③ | 末上②⑥ | 岩崎⑤ | 西鍛冶屋 | 藤田② | (1)岩崎④ |
| 野 白杵市 大字大 | 知屋 白杵市 大字板 | 谷 白杵市 大字岳 | 谷 白杵市 大字岳 | 広 白杵市 大字末 | 野 白杵市 大字大 | 村 白杵市 大字井 | 志生 白杵市 大字佐 | 野 白杵市 大字大 |
| 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 |
| 土石流 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |
| 1 松原川 | 2 松原川 | 6 香堂川 | 4 香堂川 | 川3(B) 小河内 | 川3(A) 小河内 | 川 漢ノ浦 | 川2 大浜東 | 平岡川 |
| 尻 白杵市 大字田 | 尻 白杵市 大字田 | 広 白杵市 大字末 | 広 白杵市 大字末 | 良 白杵市 大字福 | 良 白杵市 大字福 | 津浦 白杵市 大字中 | 浜 白杵市 大字大 | 訪 白杵市 大字諏 |
| 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 川5 中津浦 | 鬼塚川 | 友田川 | 平田川 | 岩崎川 | 川田ノ口 | 通川1 | 通川2 | 通川3 |
| 津浦 白杵市 大字中 | 訪 白杵市 大字諏 | 野 白杵市 大字大 | 野 白杵市 大字大 | 野 白杵市 大字大 | 田 白杵市 大字稲 | 尻 白杵市 大字田 | 尻 白杵市 大字田 | 尻 白杵市 大字田 |
| 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 下ノ江 川(支) ⑨ | 下ノ江 川(支) ⑧ | 下ノ江 川(支) ⑦ | 下ノ江 川(支) ⑥ | 下ノ江 川(支) ⑤ | 下ノ江 川(支) ④ | (B)下ノ江 川(支) ③ | (A)下ノ江 川(支) ③ | 中津浦 川1 |
| 白杵市 大字下 ノ江 | 白杵市 大字下 ノ江 | 白杵市 大字田 井 | 白杵市 大字田 井 | 白杵市 大字田 井 | 白杵市 大字田 井 | 白杵市 大字田 井 | 白杵市 大字田 井 | 白杵市 大字中 津浦 |
| 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 | 区域 土砂災害警戒 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報(告示)

| | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------|-----------|
| 一(支) | 一(支) ① | 熊崎川 ⑤ | 熊崎川 ④ | 熊崎川 ③ | 下ノ江 ⑭ | 下ノ江 ⑬ | 下ノ江 ⑫ | 下ノ江 ⑪ | 川(支) ⑩ | |
| 白杵市 | 白杵市 大字 訪 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 大字 野 | |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | | |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | と おり | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | | |
| | | | | | | | | | | |
| 善法寺 | 熊崎川 ⑩ | 熊崎川 ⑨ | 熊崎川 ⑧ | 熊崎川 ⑦ | 熊崎川 ⑥ | 赤星川 ③ | 北ノ川 | 赤星川 ② | 赤星川 ① | 川(支) ② |
| 白杵市 | 白杵市 大字 訪 | 白杵市 大字 訪 | 白杵市 大字 訪 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 野 | 白杵市 大字 田 | 白杵市 大字 田 | 白杵市 大字 田 | 白杵市 大字 田 | 大字 訪 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 区域 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | と おり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 川(支) 1 | 横網代 川2 | 風成川 1 | 末広川(支) 川(7) | 末広川(支) 川(6) | 末広川(支) 川(5) | 末広川(支) 川(4) | 末広川(支) 川(3) | 川(支) 川 |
| 成 大字風 白杵市 | 成 大字風 白杵市 | 成 大字風 白杵市 | 成 大字末 白杵市 | 成 大字末 白杵市 | 成 大字末 白杵市 | 成 大字末 白杵市 | 成 大字末 白杵市 | 成 大字末 白杵市 |
| 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 笠場川 | 川 大泊東 | 3 鳴川川 | 1 坪江川 | 2 坪江川 | 3 坪江川 | 4 内畑川 | 川 万年溪 | 川 泊ヶ内 1 | 川 泊ヶ内 34 |
| 白杵市 | 白杵市 大字大 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 添 大字海 白杵市 | 添 大字海 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 |
| 土砂災害警戒 区域 | 土砂災害警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域 | 区域 土砂災害警戒 区域 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | | |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----|
| 泊ケ内 | (F) 泊ケ内 | (E) 泊ケ内 | (D) 泊ケ内 | (C) 泊ケ内 | (B) 泊ケ内 | (A) 泊ケ内 | 3 (C) 横網代 | 3 (B) 横網代 | |
| 白杵市 | 江 大字 深 白杵市 | 江 大字 深 白杵市 | 江 大字 深 白杵市 | 江 大字 深 白杵市 | 江 大字 深 白杵市 | 江 大字 深 白杵市 | 成 大字 風 白杵市 | 成 大字 風 白杵市 | |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 |
| 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | |
| 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| (B) 森木 2 | (A) 森木 2 | 森木 1 | 2 北海 添 | 4 号海 添 | 1 北海 添 | (B) 多々良 | (A) 多々良 | (G) |
| 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 添 大字 海 白杵市 | 江 大字 深 |
| 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 | 区域 災害特別警戒 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 |
| とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | | | |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----|
| 苜場1 | (F) 大泊2 | (E) 大泊2 | (D) 大泊2 | (C) 大泊2 | (B) 大泊2 | (A) 大泊2 | (B) 大泊1 | (A) 大泊1 | |
| 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | 泊 大字大 白杵市 | |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 |
| 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | |
| 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | |

令和元年十二月三日

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (F) 鳴川上 | (E) 鳴川上 | (D) 鳴川上 | (C) 鳴川上 | (B) 鳴川上 | (A) 鳴川上 | (B) 苜場2 | (A) 苜場2 | | |
| 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 白杵市 | 江 大字深 |
| 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 |
| とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の | とおり 別図の |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

大分県報 (告示)

| | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 破磯(E) | 破磯(D) | 破磯(C) | 破磯(B) | 破磯(A) | (I) 鳴川上 | (H) 鳴川上 | (G) 鳴川上 |
| 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 | 江 大字深 臼杵市 |
| 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 | 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 |
| 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 | 壊 地の崩 急傾斜 |
| 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり | 別図の とおり |
| 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり | 別図のとおり |

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

竹田市大字植木字政所七百五十九番一ほか四十筆及び七百五十三番三ほか三筆の各一部並びに七百五十三番三の地先里道及び七百五十三番二ほか六筆の各地先水路

二 開発区域の面積

一万五千九百五十五・二七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市城崎二丁目三番三十二号

大分県土地開発公社

理事長 諏訪 義治

四 完了検査年月日

令和元年十一月十九日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

豊後高田市来縄字サゲス百六十四番一、百六十四番二、百六十四番三、百六十四番四、百六十四番五、百六十四番六、百六十四番七、百六十四番八、百六十四番九、百六十四番十、百六十四番十一、百六十四番十二、百六十四番十三、百六十四番十四、百六十四番十五、百六十四番十六、百六十四番十七、百六十四番十八、百六十四番十九、百六十四番二十

二 開発区域の面積

五千七百九十二・三三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市金池南一丁目三番三十一号

西日本グッドパートナー株式会社

代表取締役社長 高倉 健一

四 完了検査年月日
令和元年十一月十四日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類
大分県庁舎本館及び新館で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。））

の販売等の実績をいう。）
(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知

事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

- (三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県庁舎別館ほか二十四庁舎で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

- (三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

- (四) 県税を滞納している場合

- (五) 営業年数が一年未満の場合

- (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

- (1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- (2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
- (3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

- (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

- 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二九五六

- 3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

- 2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 一の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

- (三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

- 二 豊学園ほか六庁舎で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

- (三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

- (四) 県税を滞納している場合

- (五) 営業年数が一年未満の場合

- (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

- (1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- (2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
- (3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

- (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

- (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申

請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続
令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県立杵築高等学校ほか十八施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

2 県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、

その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百

七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県立高田高等学校ほか十四施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当

当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県立国東高等学校ほか二十一施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>
六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県立海洋科学高等学校ほか七施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはそ

の者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

- (1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- (2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
- (3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）
- (四) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
- (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年十二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察本部庁舎別館ほか十四施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に

必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六一二九五七

3 申請の時期

令和元年十二月三日から令和二年一月六日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年12月3日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

| | |
|--|---|
| <p>大分県庁舎本館及び新館で使用する電気5200,617キロボルトワーム</p> <p>(2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>2 大分県物品等電子入札システムの利用 この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> | <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年1月23日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和元年12月3日（火）午前9時から</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>令和2年1月21日(火)午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(運用基準様式第6号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年1月21日(火)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加の承認を受けた日から令和2年1月22日(水)午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 (2) 提出期限 令和2年1月22日(水)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和2年1月23日(木)午前10時</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> | <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2963</p> <p>18 その他 (1) この調達、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased Approx.5,200,617kwh of electricity, to be used in Oita Prefectural Government's Main Building and New Building (2) Implementation Period March 1st, 2020-February 28th,2021 (3) Place of Delivery Oita Prefectural Government's Main Building and New Building</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(4) Bidding Deadline 5:00 p.m. January 22nd, 2020</p> <p>(5) Inquiries Buildings Management Section Oita Prefectural Accounting Management Bureau Supplies and Property Management Division 3-1-1 Ohte-machi Oita City 870-8501 TEL (097) 506-2963</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年12月3日</p> | <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入札等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けるこ</p> |
| <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県庁舎別館ほか24庁舎で使用する電気3,451,310キロワットアワー</p> <p>(2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所 大分市府内町3丁目10番1号ほか24所在地</p> <p>2 大分県物品等電子入札システムの利用</p> <p>この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入札等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>と。</p> <p>URL https://www.pref.aita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年1月23日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和元年12月3日(火)午前9時から令和2年1月21日(火)午後5時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(運用基準様式第6号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年1月21日(火)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。 提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加の承認を受けた日から令和2年1月22日(水)午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 (2) 提出期限 令和2年1月22日(水)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和2年1月23日(木)午後1時</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、入札書</p> | <p>の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2963</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>18 その他</p> <p>(1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>19 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be purchased Approx.3,451,310kwh of electricity. to be used in Oita Prefectural Government's Annex Building, 24 other Buildings</p> <p>(2) Implementation Period March 1st, 2020-February 28th,2021</p> <p>(3) Place of Delivery Oita Prefectural Government's Annex Building, 24 other Buildings</p> <p>(4) Bidding Deadline 5:00 p.m. January 22nd, 2020</p> <p>(5) Inquiries Buildings Management Section Oita Prefectural Accounting Management Bureau Supplies and Property Management Division 3-1-1 Ohte-machi Oita City 870-8501 TEL (097) 506-2963</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年12月3日</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 二豊学園ほか6庁舎で使用する電気2,101,448キロワットアワー</p> <p>(2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所</p> | <p>大分市大字端登5番地ほか6所在地</p> <p>2 大分県物品等電子入札システムの利用</p> <p>この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和元年12月3日(火) から令和2年1月6日(月) まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年1月23日(木) まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和元年12月3日(火) 午前9時から令和2年1月21日(火) 午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(運用基準様式第6号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年1月21日(火) 午後5時(必着) までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提</p> | <p>出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加の承認を受けた日から令和2年1月22日(水) 午後5時まで</p> <p>紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>9 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年1月22日(水) 午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和2年1月23日(木) 午前11時</p> <p>11 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。 15 最低制限価格に関する事項 設定しない。 16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がなくとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。 17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2963 18 その他 (1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。 19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased Approx.2,101,448kwh of electricity, to be used in Oita Prefectural Niho Academy, 6 other Buildings (2) Implementation Period March 1st, 2020-February 28th,2021 (3) Place of Delivery Oita Prefectural Niho Academy, 6 other Buildings (4) Bidding Deadline 5:00 p.m. January 22nd, 2020 (5) Inquiries Buildings Management Section</p> | <p>大分県報（公告） Oita Prefectural Accounting Management Bureau Supplies and Property Management Division 3-1-1 Ohre-machi, Oita City 870-8501 TEL (097) 506-2963 ~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年12月3日 大分県知事 広 瀬 勝 貞 1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県立杵築高等学校ほか18施設で使用する電気4,819,369キロワットアワー (2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで (3) 需要場所 大分県杵築市大字本庄2379番地ほか18所在地 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。 (4) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。 (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の②に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎別館8階 図面閲覧室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5453</p> <p>(2) 日時 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> | <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階</p> <p>(2) 提出期限 令和2年1月24日（金）午後1時00分 ただし、郵送の場合は、同月23日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>7 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階入札室</p> <p>(2) 日 時 令和2年1月24日（金）午後1時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は 名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>11 入札説明書の交付</p> <p>(1) 期間 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、 国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2 年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく じを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない 者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの とする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自 治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとす る。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>6(1)に記載する部局とする。</p> <p>14 その他</p> <p>この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be purchased About 4,819,369kwh of electricity, to be used in Oita prefectural Kitsuuki High School, 18 other Educational Facilities</p> <p>(2) Fulfillment period March 1 st, 2020-February 28th, 2021</p> <p>(3) Delivery Place Oita prefectural Kitsuuki High School, 18 other Educational Facilities</p> <p>(4) Time limit for tender</p> | <p>(5) Contact office for contract Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division 3-10-1 Funaimachi, Oita City 870-8503 TEL (097) 506-5453</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年12月3日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県立高田高等学校ほか14施設で使用する電気5,020,690キロワットアワー</p> <p>(2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所 大分県豊後高田市玉津1834番地1ほか14所在地</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め る。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である こと。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必 要な資格を取得している者であること。</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録 を受けている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の 請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて いない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者 が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の②に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎別館8階 図面閲覧室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5453</p> <p>(2) 日時 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及</p> | <p>び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階</p> <p>(2) 提出期限 令和2年1月24日（金）午後2時00分 ただし、郵送の場合は、同月23日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>7 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階入札室</p> <p>(2) 日 時 令和2年1月24日（金）午後2時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上におわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が証明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は 名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>11 入札説明書の交付</p> <p>(1) 期間 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、 国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2 年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を した者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく じを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない 者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるも とする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自 治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとす る。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>6(1)に記載する部局とする。</p> <p>14 その他</p> <p>この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be purchased About 5,020,690kwh of electricity, to be used in Oita prefectural Takada High School, 14 other Educational Facilities</p> <p>(2) Fulfillment period March 1 st, 2020-February 28th, 2021</p> <p>(3) Delivery Place</p> | <p>Oita prefectural Takada High School, 14 other Educational Facilities</p> <p>(4) Time limit for tender 2:00 p.m. January 24th, 2020</p> <p>(5) Contact office for contract Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division 3-10-1 Funaimachi, Oita City 870-8503 TEL (097) 506-5453</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年12月3日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県立国東高等学校ほか21施設で使用する電気4,729,599キロワットアワー</p> <p>(2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所 大分県国東市国東町鶴川11974番地ほか21所在地</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め る。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である こと。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必 要な資格を得ている者であること。</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録 を受けている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の 請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて いない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の②に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同日31日、令和2年1月2日及び同日3日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎別館8階 図面閲覧室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5453</p> <p>(2) 日時</p> | <p>令和元年12月3日（木）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同日31日、令和2年1月2日及び同日3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階</p> <p>(2) 提出期限 令和2年1月24日（金）午後3時00分 ただし、郵送の場合は、同日23日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>7 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階入札室</p> <p>(2) 日 時 令和2年1月24日（金）午後3時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いづれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>11 入札説明書の交付</p> <p>(1) 期間 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がなくとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>6(1)に記載する部局とする。</p> <p>14 その他</p> <p>この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be purchased About 4,729,599kwh of electricity, to be used in Oita prefectural Kunisaki High School, 21 other Educational Facilities</p> <p>(2) Fulfillment period</p> | <p>March 1 st. 2020-February 28th. 2021</p> <p>(3) Delivery Place Oita prefectural Kunisaki High School, 21 other Educational Facilities</p> <p>(4) Time limit for tender 3:00 p.m. January 24th, 2020</p> <p>(5) Contact office for contract Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division 3-10-1 Funaimachi, Oita City 870-8503 TEL (097) 506-5453</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年12月3日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県立海洋科学高等学校ほか7施設で使用する電気3,001,532キロワットアワー</p> <p>(2) 使用期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所 大分県臼杵市大字諏訪254-1-2ほか7所在地</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>いない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の②に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年12月3日（火）から令和2年1月6日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県庁舎別館8階 図面閲覧室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号</p> | <p>電話 097-506-5453</p> <p>(2) 日時 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 (2) 提出期限 令和2年1月24日（金）午後4時00分 ただし、郵送の場合は、同月23日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>7 開札の場所、日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館2階入札室 (2) 日 時 令和2年1月24日（金）午後4時00分 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に</p> |
|---|---|

掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
 - (2) 入札に関する条件に違反したもの
 - (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
 - (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が証明できないとき。
 - (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
 - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。
- 11 入札説明書の交付
- (1) 期間 令和元年12月3日（火）から令和2年1月23日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 大分県教育庁教育財務課 企画・予算班
- 12 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局の名称
- 6(1)に記載する部局とする。
- 14 その他
- この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of products to be purchased
About 3,001.532kwh of electricity, to be used in

- Oita prefectural Kaiyoukagaku High School, 7 other Educational Facilities
- (2) Fulfillment period
March 1 st, 2020-February 28th, 2021
 - (3) Delivery Place
Oita prefectural Kaiyoukagaku High School, 7 other Educational Facilities
 - (4) Time limit for tender
4:00 p.m. January 24th, 2020
 - (5) Contact office for contract
Oita Prefectural Board of Education
Education Finance Division
3-10-1 Funaimachi, Oita City 870-8503
TEL (097) 506-5453
- ~~~~~
- 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。
令和元年12月3日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
大分県警察本部庁舎別館ほか14施設で使用する電気2,813,326キロワットアワー
 - (2) 使用期間
令和2年3月1日から令和3年2月28日まで
 - (3) 需要場所
大分市荷揚町5番36号ほか14所在地
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。
 - (4) この公告の日から後記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて

| | |
|--|---|
| <p>いない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和元年12月3日から令和2年1月6日まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時</p> <p>令和元年12月3日から令和2年1月22日まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> | <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和2年1月24日（金）午前10時30分。ただし、郵送の場合は、同月23日（木）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館2階 入札室</p> <p>(2) 日時 令和2年1月24日（金）午前10時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に行わって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> |
|--|---|

設定しない。

12 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所
前記4の(1)に同じ
- (2) 交付日時
前記4の(2)に同じ

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度・管財係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2253

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 前記2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased

About 2813.326kwh of electricity. to be used in the annex of Oita Prefectural Police Headquarters, 14other Buildings
(2) Time limit for tender
10:30 a.m. 24 January 2020
(3) Office
Accounting Division, Oita Prefectural Police
3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8502
Tel 097-536-2131

○調 査 公 表

監査委員公表第645号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 首 | 藤 | 博 | 文 |
| 大分県監査委員 | 長 | 野 | 恭 | 子 |
| 大分県監査委員 | 三 | 浦 | 正 | 臣 |
| 大分県監査委員 | 小 | 嶋 | 秀 | 行 |

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成30年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部について、令和元年5月14日から同年9月10日までの期間において実施した。

| | 監査対象機関数 |
|----------|---------|
| 知事部局 | 92 |
| 議会事務局 | 1 |
| 人事委員会事務局 | 1 |
| 労働委員会事務局 | 1 |

| | |
|-------|-----|
| 監査事務局 | 1 |
| 企業局 | 1 |
| 病院局 | 1 |
| 教育庁 | 12 |
| 警察本部 | 29 |
| 合計 | 139 |

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼
 財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果
 監査を実施した139機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり24機関において、9件の指摘事項及び27件の注意事項があった。
 その他の115機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。
 なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

- (1) 指摘事項
 是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの
- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
 - ② 故意又は重大な過失が認められるもの
 - ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
 - ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの
- (2) 注意事項
 是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの
- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
 - ② 過失が認められるもの
 - ③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

| 1 指摘事項 | | 監 査 結 果 |
|------------------------|--|--|
| 監査対象機関 (知事部局・福祉保健部) | | |
| 医療政策課 | 小児救急医療対策事業費補助金（概算払）について、2か年度続けて額の確定が補助金交付要綱に定められた実績報告書の提出期限から6か月以上経過して行われているほか、間接補助事業者への支出書類に不備があるため事業の完了が確認できないにもかかわらず額の確定を行っている事例が確認された。 | |
| 高齢者福祉課 | 災害医療体制整備推進事業費補助金（精算払）について、補助金交付要綱に定められた検査調書等が全ての補助事業者から提出されていないにもかかわらず、額の確定及び支払いを行っている事例が確認された。 | |
| 循環社会推進課 | 複数事業所連携事業費補助金について、実績報告書が監査日現在において未だ提出されていない事例が認められた。 | |
| 循環社会推進課 | 複数事業所連携研修事業コーディネート業務委託について、委託業務の実績の確認がなされていない事例が認められた。 | |
| 循環社会推進課 | 産業廃棄物処理業者施設管理システム開発委託について、履行確認が不十分であったため業務に支障が生じ、改修を別の委託契約において実施している事例が認められた。 | |
| 水産振興課 | 大分県漁業マイスター制度事業費補助事業について、補助事業の履行確認が不十分であったため、年度末までに履行が完了していないものに係る費用を含めて額の確定を行い、補助金の精算払をしている事例が認められた。 | |
| (知事部局・土木建築部) | | |
| 施設整備課 | | 会計書類の保管について、平成29年度定期監査において注意事項とされているが、措置状況のとおり事務事業が行われている状況が確認できず、適切な保管がなされていない事例が認められた。 |
| (企業局) | | |

| | | | |
|---------------------|--|------------------------------------|---|
| <p>企業局</p> | <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> | | <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> |
| <p>(教育庁)</p> | <p>県立学校統合フリースペース入館予約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象であるにもかかわらず、必要な手続が行われていなかった事例が認められた。</p> | <p>(知事部局・商工観光労働部)</p> | <p>工業振興課 消耗品の購入について、見積書を徴したうえで納品を受けたが、事業担当者が見積書を紛失し、さらに支出負担行為を整理しないまま失念・放置し、過年度に納品を受けたものを現年度予算で支出した事例が認められた。</p> |
| <p>2 注意事項</p> | <p>監査対象機関 監査結果</p> | <p>(知事部局・農林水産部)</p> | <p>食品企業連携産地拡大推進事業費補助事業について、間接補助事業者が機械リースに係る補助相当額としてリース会社に支払った額が消費税込みになっており、消費税を補助対象外とする補助金交付要綱等に反している事例が認められた。</p> |
| <p>(知事部局・総務部)</p> | <p>大分県東部振興局 森林保育事業に係る治山工事について、検査調書に記載された完成数量は出来高確認書に記載された数量よりも過小な当初設計の数量であるなど、検査が適正に行われていない事例などが確認された。</p> | <p>おおいたブランド推進課</p> | <p>森林保全課 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> |
| <p>大分県南部振興局</p> | <p>ETCカードの管理について、ETCカード出納簿が作成されていない事例が認められた。</p> | <p>(知事部局・土木建築部)</p> | <p>河川課 時間外勤務手当について、時間外勤務をしているにもかかわらず、時間外勤務命令の事務処理を失念し、当該手当を支給していない事例が認められた。</p> |
| <p>大分県西部振興局</p> | <p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> | <p>豊後高田土木事務所</p> | <p>通勤手当に係る特別料金等加算額について、高速道路等の利用回数が実際に通勤した回数の4分の3を超えていない月があったにもかかわらず、減額調整を行っていない事例が認められた。</p> |
| <p>(知事部局・企画振興部)</p> | <p>おおいた創生推進課 大分県移住者店舗等開設支援事業費補助金について、実績報告書で間接補助事業者への支払いの確認をせず、事業が完了していないにもかかわらず、額の確定を行っていた事例が認められた。</p> | <p>国東土木事務所</p> | <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならぬと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う供用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。</p> |
| <p>(知事部局・生活環境部)</p> | <p>循環社会推進課 大分県3R研究開発等事業費補助事業について、事業実績報告書の補助対象事業費に計上誤りがあったため、補助金を過大に交付している事例が認められた。</p> | <p>別府土木事務所</p> | <p>通勤手当について、高速道路等を利用する経路で認定されている職員が認定に係る高速道路等の区間全部を利用していない月が3か月あるなどの実態を把握しながら、特別料金等加算額の減額調整だけを行っていた事例が認められた。</p> |
| <p>防災局防災対策企画課</p> | <p>公用車の交通事故について、事故報告に係る処理が長期間なされていない事例が認められた。</p> | <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理</p> | <p>道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| | 者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならぬと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う使用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。 |
| 大分土木事務所 | 通勤手当の特別料金等加算額について、高速道路等の利用不可の判定を誤ったことから、利用回数が実際に通勤した回数分の3を超えていない月に係る減額調整を行っていない事例が認められた。 |
| 豊後大野土木事務所 | 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならぬと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う使用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。 |
| 日田土木事務所 | 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。 |
| 宇佐土木事務所 | 道路区域変更に係る公示手続について、道路法では道路管理者は道路整備が円滑に実施できるよう道路区域の変更について遅滞なくその旨を公示及び縦覧に供しなければならぬと規定しているが、過年度より当該手続が工事完了後に行う使用開始の手続と併せて処理しているなど、道路法の規定が遵守されていない事例が確認された。 |
| (企業局) | |
| 企業局 | 事故により廃棄した公用車に係る自動車重量税について、還付申請手続が行われておらず、調定漏れになっていた事例が認められた。 |
| | 県と共同で行っているダム管理業務の管理費用に係る負担金の請求について、誤って負担対象額から控除すべき金額を算入 |
| | している事例が認められた。 |
| | 電柱設置のための土地使用料について、単価が改定されたにもかかわらず、改正前の金額で徴収していた事例が認められた。 |
| (病院局) | |
| 病院局 | 通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用の認定対象とならない区間を認定し手当支給していた事例が認められた。 |
| | 資産の会計処理について、同一種類の器械備品について複数の耐用年数を適用していたり法令と異なる耐用年数を適用した結果、帳簿価額に誤りが生じているなど正確性を欠く事例が認められた。 |
| (教育庁) | |
| 教育財務課 | ネット安全教育推進事業委託について、契約締結後に仕様書に定めた業務の一部を変更したにもかかわらず、委託料の設計変更を行っていない事例が認められた。 |
| 3 監査の執行状況 | |
| 各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。 | |
| 監査対象機関 | 監 査 実 施 日 |
| (知事部局・総務部) | |
| 知事室 | 令和元年7月24日、8月30日 |
| 行政企画課 | 令和元年7月25日、8月30日 |
| 県政情報課 | 令和元年7月25日、8月30日 |
| 人事課 | 令和元年7月29日、8月30日 |
| 財政課 | 令和元年7月29日、8月30日 |
| 税務課 | 令和元年7月25日、8月30日 |
| 市町村振興課 | 令和元年7月29日、8月30日 |
| 総務事務センター | 令和元年7月30日、8月30日 |
| 大分県東部振興局 | 令和元年6月4日から6月6日まで、6月21日 |
| 大分県中部振興局 | 令和元年5月29日から5月31日まで、7月10日 |

令和元年十二月三日

大分県報（監査公表）

五六

| | | | |
|--------------------|--------------------------|----------------|----------------------|
| 大分県南部振興局 | 令和元年6月18日から6月20日まで、7月9日 | 生活環境企画課 | 令和元年6月14日、7月29日 |
| 大分県豊肥振興局 | 令和元年6月17日から6月19日まで、7月9日 | うつくし作戦推進課 | 令和元年6月24日、7月29日 |
| 大分県西部振興局 | 令和元年6月12日から6月14日まで、8月22日 | 県民生活・男女共同参画課 | 令和元年6月25日、7月29日 |
| 大分県北部振興局 | 令和元年6月11日から6月13日まで、7月3日 | 私学振興・青少年課 | 令和元年6月21日、7月29日 |
| 別府県税事務所 | 令和元年6月4日、6月28日 | 食品・生活衛生課 | 令和元年6月21日、7月29日 |
| 大分県税事務所 | 令和元年6月6日、6月7日、7月10日 | 環境保全課 | 令和元年6月21日、7月29日 |
| 日田県税事務所 | 令和元年6月5日、8月22日 | 循環社会推進課 | 令和元年6月24日、7月29日 |
| 中津県税事務所 | 令和元年6月11日、7月3日 | 人権・同和对策課 | 令和元年6月14日、7月29日 |
| (知事部局・企画振興部) | | 防災局防災対策企画課 | 令和元年6月24日、7月29日 |
| 政策企画課 | 令和元年7月22日、8月21日 | (知事部局・商工観光労働部) | |
| おおいた創生推進課 | 令和元年7月22日、8月21日 | 商工観光労働企画課 | 令和元年6月25日、9月4日 |
| 国際政策課 | 令和元年7月22日、8月21日 | 経営創造・金融課 | 令和元年6月26日、9月4日 |
| 芸術文化スポーツ振興課 | 令和元年7月23日、8月21日 | 工業振興課 | 令和元年6月26日、6月28日、9月4日 |
| ラグビーワールドカップ2019推進課 | 令和元年7月23日、8月21日 | 情報政策課 | 令和元年6月26日、9月4日 |
| 広報広聴課 | 令和元年7月23日、8月21日 | 商業・サービス業振興課 | 令和元年6月28日、9月4日 |
| 統計調査課 | 令和元年7月24日、8月21日 | 企業立地推進課 | 令和元年6月28日、9月4日 |
| 交通政策課 | 令和元年7月24日、8月21日 | 雇用労働政策課 | 令和元年7月2日、9月4日 |
| (知事部局・福祉保健部) | | 観光局観光政策課 | 令和元年7月2日、9月4日 |
| 福祉保健企画課 | 令和元年7月10日、8月6日 | (知事部局・農林水産部) | |
| 医療政策課 | 令和元年7月10日、8月6日 | 農林水産企画課 | 令和元年7月30日、8月26日 |
| 健康づくり支援課 | 令和元年7月10日、8月6日 | 団体指導・金融課 | 令和元年7月30日、8月26日 |
| 国保医療課 | 令和元年7月11日、8月6日 | 地域農業振興課 | 令和元年7月31日、8月26日 |
| 高齢者福祉課 | 令和元年7月11日、8月6日 | 新規就業・経営体支援課 | 令和元年7月31日、8月26日 |
| 子ども未来課 | 令和元年7月11日、8月6日 | 農地活用・集落営農課 | 令和元年8月5日、8月26日 |
| 子ども・家庭支援課 | 令和元年7月12日、8月6日 | おおいたブランド推進課 | 令和元年8月1日、8月26日 |
| 障害福祉課 | 令和元年7月12日、8月6日 | 園芸振興課 | 令和元年8月1日、8月26日 |
| (知事部局・生活環境部) | | 畜産振興課 | 令和元年8月1日、8月26日 |

| | | | |
|--------------|-----------------------------|--------------|------------------------|
| 農村整備計画課 | 令和元年8月2日、8月26日 | 竹田土木事務所 | 令和元年8月26日、8月27日、9月10日 |
| 農村基盤整備課 | 令和元年8月2日、8月26日 | 玖珠土木事務所 | 令和元年8月22日、8月23日、9月10日 |
| 林務管理課 | 令和元年8月2日、8月27日 | 日田土木事務所 | 令和元年5月14日、5月15日、6月5日 |
| 森林保全課 | 令和元年7月31日、8月27日 | 中津土木事務所 | 令和元年5月14日、5月15日、6月5日 |
| 漁業管理課 | 令和元年8月6日、8月26日 | 宇佐土木事務所 | 令和元年8月22日、8月23日、9月10日 |
| 水産振興課 | 令和元年8月5日、8月26日 | (知事部局・会計管理局) | |
| 漁港漁村整備課 | 令和元年8月5日、8月27日 | 会計課 | 令和元年8月7日、9月3日 |
| (知事部局・土木建築部) | | 用度管財課 | 令和元年8月8日、9月3日 |
| 土木建築企画課 | 令和元年7月12日、8月9日 | (各種委員会) | |
| 建設政策課 | 令和元年7月16日、8月8日 | 議事事務局 | 令和元年8月9日、9月3日 |
| 用地対策課 | 令和元年7月16日、8月8日 | 人事委員会事務局 | 令和元年7月2日、9月3日 |
| 道路建設課 | 令和元年7月16日、8月8日 | 労働委員会事務局 | 令和元年8月9日、9月3日 |
| 道路保全課 | 令和元年7月17日、8月8日 | 監査事務局 | 令和元年8月9日、9月3日 |
| 河川課 | 令和元年7月17日、8月8日 | (企業局) | |
| 港湾課 | 令和元年7月17日、8月8日 | 企業局 | 令和元年6月4日から6月6日まで、6月24日 |
| 砂防課 | 令和元年7月18日、8月8日 | (病院局) | |
| 都市・まちづくり推進課 | 令和元年7月18日、8月8日 | 病院局 | 令和元年6月4日から6月6日まで、6月25日 |
| 公園・生活排水課 | 令和元年7月19日、8月8日 | (教育庁) | |
| 建築住宅課 | 令和元年7月18日、8月8日 | 教育改革・企画課 | 令和元年7月3日、8月5日 |
| 施設整備課 | 令和元年7月19日、8月9日 | 教育人事課 | 令和元年7月3日、8月5日 |
| 豊後高田土木事務所 | 令和元年8月20日、8月21日、9月5日 | 教育財務課 | 令和元年7月3日、8月5日 |
| 国東土木事務所 | 令和元年8月20日、8月21日、9月5日 | 福利課 | 令和元年7月4日、8月5日 |
| 別府土木事務所 | 令和元年5月21日、5月22日、6月28日 | 学校安全・安心支援課 | 令和元年7月4日、8月5日 |
| 大分土木事務所 | 令和元年5月23日、5月24日、5月27日、6月28日 | 義務教育課 | 令和元年7月4日、8月5日 |
| 臼杵土木事務所 | 令和元年5月21日、5月22日、6月12日 | 特別支援教育課 | 令和元年7月5日、8月5日 |
| 佐伯土木事務所 | 令和元年5月16日、5月17日、6月12日 | 高校教育課 | 令和元年7月5日、8月5日 |
| 豊後大野土木事務所 | 令和元年8月29日、8月30日、9月10日 | 社会教育課 | 令和元年7月5日、8月5日 |

令和元年十二月三日

大分県報(監査公表)

五七

令和元年十二月三日

大分県報（監査公表）

五八

| | | | |
|--------------|---------------|------------|---------------|
| 人権・同和教育課 | 令和元年7月9日、8月5日 | 交通企画課 | 令和元年8月7日、9月3日 |
| 文化課 | 令和元年7月9日、8月5日 | 交通指導課 | 令和元年8月8日、9月3日 |
| 体育保健課 | 令和元年7月9日、8月5日 | 交通規制課 | 令和元年8月6日、9月3日 |
| (警察本部・警務部) | | 運転免許課 | 令和元年8月8日、9月3日 |
| 総務課 | 令和元年8月6日、9月3日 | 交通機動隊 | 令和元年8月8日、9月3日 |
| 広報課 | 令和元年8月6日、9月3日 | 高速道路交通警察隊 | 令和元年8月7日、9月3日 |
| 会計課 | 令和元年8月6日、9月3日 | (警察本部・警備部) | |
| 警務課 | 令和元年8月7日、9月3日 | 警備第一課 | 令和元年8月7日、9月3日 |
| 教養課 | 令和元年8月6日、9月3日 | 警備第二課 | 令和元年8月7日、9月3日 |
| 厚生課 | 令和元年8月8日、9月3日 | 機動隊 | 令和元年8月8日、9月3日 |
| 監察課 | 令和元年8月8日、9月3日 | | |
| 留置管理課 | 令和元年8月7日、9月3日 | | |
| 情報管理課 | 令和元年8月7日、9月3日 | | |
| (警察本部・生活安全部) | | | |
| 生活安全企画課 | 令和元年8月6日、9月3日 | | |
| 地域課 | 令和元年8月6日、9月3日 | | |
| 人身安全・少年課 | 令和元年8月8日、9月3日 | | |
| 生活環境課 | 令和元年8月8日、9月3日 | | |
| サイバー犯罪対策課 | 令和元年8月8日、9月3日 | | |
| (警察本部・刑事部) | | | |
| 刑事企画課 | 令和元年8月6日、9月3日 | | |
| 捜査第一課 | 令和元年8月6日、9月3日 | | |
| 捜査第二課 | 令和元年8月6日、9月3日 | | |
| 組織犯罪対策課 | 令和元年8月7日、9月3日 | | |
| 鑑識課 | 令和元年8月8日、9月3日 | | |
| 科学捜査研究所 | 令和元年8月8日、9月3日 | | |
| (警察本部・交通部) | | | |